

まちづくりナビ



今回は景観計画の全体構成について解説するよ！

笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

今回は、笠間市景観計画の全体構成についてご説明します。

景観計画について

本市は、愛宕山や涸沼川の豊かな自然、笠間稲荷神社の歴史、笠間焼や稲田みかげ石の産業等、魅力的な地域資源が存在しています。これらの地域固有の素材を美しく保ち、高めていくことで魅力の高いまちなみを形成し、まちの賑わいや活気のある景観形成につながります。

笠間市景観計画では、景観法に基づき、笠間市全体での良好な景観の形成に関する統一かつ基本的な考え方を定め、総合的な景観形成を図ります。

計画の全体構成

第1章 景観計画の策定にあたって

背景や目的、計画の位置付け・構成、景観計画に関する基本的な考え方について整理します。

第2章 景観特性の把握

笠間市の景観構造を整理し、自然・歴史・文化・産業・暮らしの観点から景観特性を整理します。

例) 自然景観



佐白山（笠間県立自然公園）

例) 歴史景観



塙家住宅（安居）

例) 文化景観



笠間の菊まつり

第3章 景観上の課題整理

笠間市の景観特性及び市民アンケートから景観上の課題について整理し、課題改善を図るための基本方針を次の4章で示します。

第4章 景観形成基本方針

市全域を景観計画区域とし、良好な景観形成に向けた市の景観まちづくり理念及び基本方針を定めます。

1. 豊かな自然や山並みが形成する景観の
保全・活用



2. 地域の魅力ある歴史・文化資源の保全・活用



3. まちなか（市の顔）に
相応しい
景観まちづくり

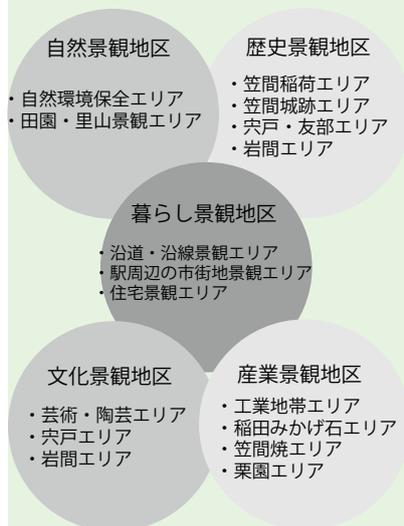


4. 市民と共につくりあげる
持続的な
景観まちづくり



第5章 地区別景観形成方針

特徴的な景観要素を5つの特性地区に分類し、地区ごとの景観形成方針を定めます。



第6章 景観づくりに 向けた施策

景観づくりのための、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、建築物及び工作物の行為の制限に関する事項、屋外広告物の表示及び掲出に関する事項等について定めます。

例) 行為の制限

柵や塀、門柱・門扉などは、まちなみと調和するよう配慮する



第7章 今後の推進体制

景観まちづくりの推進体制として、市民・事業者・行政の役割を整理し、景観まちづくりの推進手法を示します。

都市計画課からのお知らせ

笠間市景観計画の素案について皆様からのご意見を募集します。

- 【方法】 ①住民説明会：令和2年11月下旬（予定）
②パブリックコメント：令和2年12月中（予定）

※詳細については今後、市ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ】都市計画課（内線586）

